

様式第3号（第11条関係）

会 議 録

会議の名称	令和5年度 第1回吉川市市民参画審議会
開催日時	令和5年7月5日(水) 午前 9時30分から 午前 11時40分まで
開催場所	吉川市役所204会議室
出席者氏名	(敬称略) 坂野喜隆会長、松村勘由副会長、竹内寛委員、廣瀬正子委員、 金澤美智子委員、大手俊之委員、郭育子委員、木村ミツ委員、 米田清美委員、菅原丈寛委員
欠席者氏名	
担当課職員職氏名	市民参加推進課 松井勉副主幹、岡庭侑香主任
会議次第 及び会議の 公開又は非公開の別	【第1回 審議会次第】 1 開会 2 委嘱式 3 自己紹介 4 吉川市市民参画審議会について 5 議事 第1号 会長・副会長について 第2号 令和4年度 市民参画手続の実施結果 第3号 令和5年度 市民参画手続の実施予定 第4号 令和4年度 協働事業の評価対象事業選定 6 閉会 【会議の公開又は非公開の別】すべて公開
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)	
傍聴者の数	0名
会議資料の名称	資料1 令和4年度 市民参画手続実施結果の一覧表 (資料1-1~2 各審議会手続の詳細) 資料2 令和5年度 市民参画手続実施予定の一覧表 資料3 令和5年度 附属機関の委員選任状況 資料4 令和4年度 協働事業一覧 (資料4-1~12 各協働事業の評価シート) 参考 市民参画手続きについて
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	竹内委員、廣瀬委員
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

司会

定刻（午前9時30分）により開会

～委嘱式～

～自己紹介～

～吉川市市民参画審議会について説明～

～議事～

○第1号 会長・副会長選出について

【会長】

立候補者はおらず、松村委員より坂野委員を提案。

⇒拍手多数をもって承認

【副会長】

立候補者はおらず、坂野委員より松村委員を提案。

⇒拍手多数をもって承認

○第2号 令和4年度 市民参画手続の実施結果について

坂野会長

第2号議案について、事務局から説明願いたい。

事務局

（令和4年度に実施した市民参画手続について、資料1を用いて説明）

ここで、委員より事前に質問をいただいているのでお答えする。

松村副会長からの事前質問について

・審議会実施回数について

審議会の実施回数は、1、2回実施する審議会が大半である中、3回～5回実施した審議会は3審議ある。審議事項と市民参画の視点からみて、実施回数の違いはどのような観点が反映されているのか。

⇒各事業の進捗管理を行う的なものについては、年1回ないしは2回、審議会

のみの1つを実施していることが多くなっている。今年度中に計画を策定するため、多くの市民の声を得るためのものや、報告書を作成するものなど、内容を議論するものについては、回数が複数回となっている。

・パブリックコメントの提出者数について

実施した件数7件に対して、提出者数が4件という結果について、どう評価するのか。各事業において、パブリックコメントの実施結果と今後の実施の可否についてどのように判断しているのか。

⇒パブリックコメントについては、審議会や地域ヒアリング等の様々な手続きを経てほぼ完成に近い状態で示される計画や条例などに対する意見を募集するものが多くあるため、なかなか意見を出しにくい性質のものであることが要因として認識している。ただし、周知は必要で、関係団体に周知をしたり、また、回答しやすいものに工夫をしていく必要があると思っている。例えば、分厚い説明資料をパブリックコメントの箇所に置くだけでなく、A4のワンペーパーでまとめた資料を持ち帰り用に置くなどの工夫をしているところである。提出された意見について課内で検討し、意見反映の有無について回答書を作成している。意見を反映する場合には、市民から提出された意見、提案をできるだけ尊重して、最終案の確定をするよう努めている。

・市民参画手続きの実施の観点について、

各事業において、一般市民及び利害関係等への市民参画手続きをどのように実施しようとしているのか。市民参画を進めるにあたり、審議会の役割とパブリックコメント、市民説明会、地域ヒアリング等他の市民参画手続きの実施の判断の基準はどのように考えられているのか。

⇒市民参加参画条例により、それぞれの手続きの期待される効果やメリット等を勘案し、担当課において、対象とする事業の性質や影響、市民の関心度を考慮して、適切な時期に効果的に市民の参加を図れる手続を選択している。

坂野会長

パブリックコメントが実際には少ないということは多くの自治体にある。当審議会において、パブリックコメントの数というよりは、担当課がパブリックコメントなどの市民参画手続きを適切に行っているかを確認する必要がある。また、市民参画手続、市民参画の手法について、時代にあったものを提案していくことも大切である。

松村副会長

パブリックコメントで提出したものについて、対象とする事業の審議会等で審

	議されるのか。
事務局	パブリックコメントの提出されたものについては、必要に応じて審議会でも再度審議することも可能性としてありうる。
坂野会長	一般的には、パブリックコメント後に審議会を実施する前提で、パブリックコメントの実施期間、審議会の開催回数を決定している。また、パブリックコメントの件数は事案による。市民が興味あるかどうかということになる。
郭委員	住民投票手続きについて、実施されたことはあるのか。
事務局	以前、松伏町との合併の是非を問う住民投票を行ったことはある。
坂野会長	松伏町との合併についての住民投票は、市民参画手続の住民投票ではなく、合併としての法律上の手続きとして行ったものである。また、案件別の住民投票もあるが、常に住民投票できる常設型の住民投票条例を策定する市町村もあり、近辺では我孫子市が該当する。
郭委員	審議会とパブリックコメント以外は実施されていないが、その要因は。
事務局	市民参加参画条例により、それぞれの手続きの期待される効果やメリット等を勘案し、担当課において、対象とする事業の性質や影響、市民の関心度を考慮して、適切な時期に効果的に市民の参加を図れる手続を選択している。昨年度においては、市民参画手続の手段として、審議会とパブリックコメントのみを実施したということになる。
坂野会長	また、要因としては新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、実施されていなかったことが理由として考えられる。
菅原委員	パブリックコメントは匿名でも良いのか。
事務局	匿名は無効で、住所、氏名を記名したものを有効としている。

○第3号 令和5年度 市民参画手続の実施予定について

坂野会長

第3号議案について、事務局から説明願いたい。

事務局

(令和5年度に実施予定の市民参画手続について、資料2を用いて説明)

ここで、委員より事前に質問をいただいているのでお答えする。

松村副会長からの事前質問について

・令和5年度附属機関の委員、選任状況について

総数に対して、女性委員、公募委員数が整理されているが、この委員数には基準があるのか。女性委員の数、公募委員の数、委員公募の可否について教えてほしい。

⇒女性委員割合については、吉川市の男女共同参画基本計画において、審議会における女性委員の登用率40%を目標値としているところである。幅広く市民の声を反映させるためには、男女の均衡を図るように努める必要がある。また、公募委員割合についても、特段、目標とする数値はなく、個人情報を取り扱うために公募委員による市民の参加がない審議会や、審議会の性質上条例や規則等により委員の構成が定まっているものもあるが、法令の定めその他正当な理由がある場合を除き、多様な市民の参画を推進する上でも、公募委員を可能な限り含めるものとしている。

坂野会長

内閣府の男女共同参画会議で努力目標が40%となっており、吉川市がこの目標値を掲げている。公募委員の割合は法的なものは特になく、吉川市の市民参画条例に基づいて公募市民を増やそうとしていると考えられる。

松村副会長

資料3の数値について、数値を出す意味とは。

坂野会長

資料3の数値を公開している市町村は少ない。数値を公開する姿勢は良いと判断でき、女性委員と公募委員の増加を促すことにつながる。

米田委員

市民参画手続実施予定の一覧表を出す意味とは。

事務局

市民参画条例により、市民参画手続の実施予定を公表する前に、吉川市市民参画審議会に諮り、意見を聴くために公開している。

坂野会長	例えば、㊸の料金徴収事務について、審議会だけではなくパブリックコメントも行う必要があると考える。料金については市民が影響を受けるので、パブリックコメントが必要なのではないかなど、当審議会で審議していきたい。
事務局	担当課へ、本日の議論の内容をお伝えしていく。
大手委員	前回の予定一覧に対して、実際に実施されたのかどうかが分かると良い。
坂野会長	次回以降、資料を整えていただくと良い。
廣瀬委員	㊸の公共交通対策事業について、パブリックコメントや地域ヒアリングは実施しないのか。
坂野会長	実施するよう担当課に伝えることはできる。
木村委員	市民の声を届けるためにはどうしたら良いのか。
坂野会長	どのように市民の声を届けることができるのかどうかは、当審議会にてご意見をいただき、時間をかけ皆で考えていきたい。市民参画手続以外では、「市民の声」（行政に対するご意見やご要望）という方法もある。
事務局	「市民の声」については、氏名など必要事項を記名し、公共施設等へ投函するか、またはメールにて送信する必要がある。
松村副会長	㊸と㊹の件名が同様である。何が違うのか。
事務局	件名は同じだが、審議会等が異なる。件名などで違うことが分かるように記入することとする。
竹内委員	資料3について、農業振興地域整備促進協議会について、女性は1名しかおらず、公募市民はいないのか。
事務局	審議内容の専門性が高い場合等、公募市民を募集しないということがある。

○令和4年度 協働事業の評価対象事業選定について

坂野会長

第4号議案について、事務局から説明願いたい。

事務局

(令和4年度に実施された協働事業について、資料4を用いて説明。また、この中から当審議会が第三者評価機関として評価する対象事業を選定し、次回審議会にて担当課同席のもと、事業内容の評価を行う旨を説明。)

ここで、委員より事前に質問をいただいているのでお答えする。

松村副会長からの事前質問について

・吉川市協働事業評価シートについて

緊急サポート事業について、利用件数5件に対し、委託料924,000円についてどう考えるのか。

⇒本事業を受託しているNPO法人は、埼玉県内の自治体から同様の事業を受託しており、業務委託に係る費用も県内同一である。子どもの夜間預かりや、宿泊、病児・病後児に対する緊急的な対応は本事業が担っているところであり、子育て家庭への寄与度は高い。必要な方が、必要なときに緊急サポートを利用できるよう、本事業の周知を行うとともに、国、県の補助金を活用しながら事業の継続に努めると担当課より回答をいただいている。

坂野会長

事業を一覧から3つ選んで挙手していただき、上位3件の事業を選定する方法としたい。

(多数決を実施)

事務局

多数決の結果、「1 緊急サポート事業」「5 生涯現役の養成事業～世代を越えた交流による、元気シニア創生とまちづくり～」 「12 地域課題を地域で解決するための勉強会」ということでよろしいか。

委員一同

(異議なし)

坂野会長

それでは、この3件について、次回審議会にて担当課同席のもと、事業内容につ

松村副会長	<p>いて評価していきたいと思う。以上ですべての議題を終了とする。ご協力いただきありがとうございました。</p> <p>閉会の挨拶</p> <p>(午前11時40分終了)</p>
<p>以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和5年7月25日</p> <p>署名委員 廣瀬 正子(自署) 署名委員 竹内 寛(自署)</p>	